



平成19年 4月20日
日本原子力発電株式会社

発電設備の点検結果に関する 経済産業大臣からの保安規定の変更命令等について

当社は、平成18年11月30日の原子力安全・保安院からの指示(発電設備に係る点検について)に基づき、社長のトップマネジメントの指示の下、常務取締役を委員長とする「発電設備に係る調査・対策委員会」を設置し、全社を挙げて、発電設備に係る点検を行い、点検結果を取りまとめた報告書を平成19年3月30日に、また、点検結果として報告した不正操作、隠ぺい及び改ざんなどの不適切な事案に関する再発防止対策を取りまとめた報告書を平成19年4月6日に、経済産業省原子力安全・保安院長宛に提出するとともに、茨城県、東海村、福井県、敦賀市及び美浜町にも提出いたしました。

(平成19年3月30日、4月6日発表済)

本日、経済産業大臣より、当社の報告内容を踏まえ、保安規定の変更命令、厳重注意及び指示を受けました。

当社は、これらを真摯に受け止め、同様の事象を再発させないために、トップマネジメントの新たな決意のもと、再発防止対策を徹底し、全社員が一丸となり、安全第一を最優先にして社会的な信頼の回復に努めてまいります。

立地地域をはじめ社会の皆様には、大変ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上

添付資料：経済産業大臣からの当社への保安規定の変更命令等の内容

経済産業大臣からの当社への保安規定の変更命令等の内容

平成 19 年 4 月 20 日、経済産業大臣より、当社の東海第二発電所、敦賀発電所について、以下の保安規定の変更命令や指示を受けました。

項目	内容	期限
保安規定の変更命令	・経営責任者の関与を強めること ・原子炉主任技術者の独立性を高めること 等	平成 19 年 7 月 31 日 (申請期限)
再発防止対策の行動計画	・再発防止対策について、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を策定する	平成 19 年 5 月 21 日 (報告期限)
直近の定期検査における特別な検査	・定期検査に加えて、特別な検査を実施	直近の定期検査
特別原子力施設監督官	・原子力安全・保安院から特別原子力施設監督官を派遣して、特別な監督・監視を実施	———
更なる安全確保の向上の対策	・保安教育の徹底などの 8 項目の対策の実施	———

参考資料 1 : 保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

参考資料 2 : 発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について (厳重注意及び指示)

以 上

経済産業省

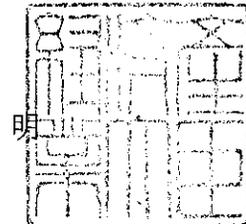


平成19・04・19原第1号

平成19年4月20日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 市田 行則 殿

経済産業大臣 甘利



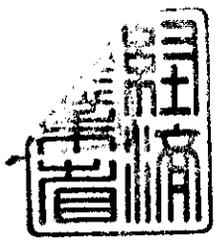
保安規定の変更命令に係る弁明の機会の付与について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第37条第3項に基づく保安規定の変更命令を下記のとおり行う予定です。

については、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により、貴社に対し弁明の機会を付与しますので、弁明がある場合には、平成19年4月27日までに文書をもって提出してください。

記

1. 予定している不利益処分内容及び不利益処分の根拠となる法令の条項
原子炉等規制法第37条第3項の規定に基づき、次に掲げる原子力発電所について、次のように保安規定を変更すべきことを命令すること。
なお、併せて、変更した保安規定について、平成19年7月31日までに同条第1項の認可を受けるための申請を行うことを求めることとしている。
 - (1) 対象となる原子力発電所
東海第二発電所
敦賀発電所
 - (2) 保安規定を変更すべき内容
(東海第二発電所)
 - ① 経営責任者の関与
国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを



含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 計器校正の確認

定例試験前に、当該試験に必要となるパラメーターに係る計器が正しい校正に基づいて設定されていることを原子炉主任技術者が確認するように、保安規定を変更すること。

(敦賀発電所)

① 経営責任者の関与

国に対する報告を行うべき事象及びこれと同様に重大な事態が発生した場合において、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めるように、保安規定を変更すること。

その際には、報告すべき場合を具体的に特定し、不明確なものとならないようにするとともに、仮に、報告すべき場合に該当するか否かの判断に現場が迷う場合には、積極的に経営責任者に対して報告をするように規定を整備すること。

② 原子炉主任技術者の位置付け

原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性を高めるように、保安規定を変更すること。

その際には、経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保するとともに、組織面、人事面等に



においても、発電所の保安組織からの独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないように規定を整備すること。また、原子炉主任技術者の業務が著しく過大となり、保安の監督がおろそかとならないように現実的な規定を設けること。

③ 運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告

運転上の制限からの逸脱時又は安全上重要な機器等に係る技術基準への不適合が生じたときには、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に対し正確な情報に基づく報告を行うように、保安規定を変更すること。

④ 保守工事に係る記録

作成して保存すべき記録の対象に、安全上重要な機器等の保守工事に係る記録を追加するとともに、その記録すべき内容に法令に基づいて講じた手続きの有無とその内容が含まれるように、保安規定を変更すること。

その際には、法令に基づく手続きを不要と判断した場合は、その理由も併せて記録として保存するよう規定を整備すること。

⑤ 巡視点検の充実

巡視点検の対象に原子炉格納容器内を含めた高線量区域を追加するとともに、作成して保存すべき記録の対象に当該点検結果を追加するように、保安規定を変更すること。

その際には、高線量区域の巡視又は巡視に替えて行う遠隔監視の適切な頻度を定めること。

2. 不利益処分の原因となる事実

今回のデータ改ざん等に関する発電設備の総点検の結果についての貴社からの報告及び再発防止対策等を踏まえ、より安全の確保を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更を命じる必要がある。

3. 弁明書の提出先

経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

〒100-8986

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-9547

経済産業省

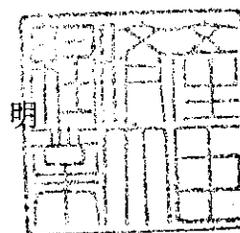


平成19・04・18原第42号

平成19年4月20日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 市田 行則 殿

経済産業大臣 甘利



発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について
(厳重注意及び指示)

貴社から報告された発電設備に係るデータ改ざん等についての総点検結果からは、極めて多くの法令違反があったことが明らかとなった。これらの不正はあってはならないものであり、発電設備の安全確保の観点からは誠に遺憾である。このため、貴社においては、このようなデータ改ざん等が行われることのないよう、厳重に注意する。

また、貴社から報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

なお、過去において、貴社の敦賀発電所1号機及び2号機、東海第二発電所で原子炉等規制法又は電気事業法が確保しようとする安全が損なわれ、又は損なわれるおそれがあった事案があったことから、当省は直近の定期検査において特別な検査を実施することとした。については、定期検査の延長や前倒しについて対応することを求める。

また、該当する発電所に対しては、原子力安全・保安院から、特別原子力施設監督官を派遣して特別な監督・監視を行うこととし、加えて、特別な保安検査を行うこととしたため、所要の対応を求める。



さらに、当省として総点検の結果を評価し、「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」を取りまとめたところであり、これを踏まえて、更なる安全確保の向上を図るため、下記の対策に取り組むよう求める。

記

1. 国に対する報告を行うべき事象又はこれと同様に重大な事態が発生した場合において、貴社の経営責任者に対する適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与を強めること。
2. 原子炉等規制法及び電気事業法並びにこれらに係る法令を遵守するため保安教育を徹底し、法令への抵触が起こらないようにすること。
3. 原子力保安検査官に毎日の巡視点検活動の一環として警報等印字記録（アラームタイパー）を確認させることとするので、当該記録を適切に保存しておくこと。
4. 原子力保安検査官が貴社による同行者を伴うことなく、原子炉施設の安全性を確認できるように、原子炉施設へのフリーアクセスに協力すること。
5. 原子炉主任技術者がその保安の監督に係る責任を十分に果たすことができるようにするため、原子炉の運転に従事する者が原子炉主任技術者が保安のためにする指示に従うことを確実にすることを含め、人事面、組織面から、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制とすること。
なお、国としては、定期的に原子炉主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成を図ることとしている。
6. 原子力発電施設に対する保安検査の結果については、原子力保安検査官事務所が報道機関等にその都度説明することとしているところ、貴社においても、当該時期に事故・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取組み状況等について報道機関等に対し説明すること。
7. 法令上報告等を行うことが求められている事象はもとより、軽微な事象も含め、情報の共有を図るため、原子力施設情報公開ライブラリー（NUC I A）への登録を積極的に推進すること。その際、メーカーと情報共有を協力して行うこと。
8. 運転上の制限の逸脱が発生した場合には、国に対して通報を行うこと。